

えるぼし認定通知書交付式を行いました！

佐賀労働局は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし認定）企業として、**唐津農業協同組合（唐津市）**を「二つ星」に認定しました。

佐賀労働局内にて、認定通知書交付式を行いました。（平成31年3月18日）



左より前田総務部長、菊池佐賀労働局長

～ えるぼし認定の評価項目と唐津農業協同組合の取組～

唐津農業協同組合（唐津市）

- ・業種：複合サービス業
- ・社員数：538名（うち女性204名）

下記5項目のうち、 を除く4項目について達成しているため2つ星に認定

採用

採用における女性の競争倍率が男性の1.25倍以下である。（直近3事業年度の平均）

女性 1.21倍、男性 1.51倍

継続就業

平均勤続年数の男女比が0.7以上である。

女性 14.46年、男性 20.19年

労働時間等の働き方

労働者1人当たりの時間外労働及び休日労働の合計時間数の平均が全ての月において、45時間未満である。（直近の1事業年度において）

最大の月で21.7時間

管理職比率

管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上である。

当該企業 1.8%

複合サービス業における産業平均値 5.7%

多様なキャリアコース

2項目以上についての実績があること。（直近の3事業年度）

女性の非正社員から正社員への転換 7名

おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用 5名

女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）とは？

女性の活躍推進のための行動計画の策定・届出を行った企業のうち、自社の女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良であり、認定基準を満たした場合に、「女性の活躍推進企業」として、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定を受けた事業主は、認定マークを商品、広告などに付け、女性活躍推進企業であることをPRできます。また、厚生労働省「女性の活躍・両立支援総合サイト」内の「女性活躍推進企業データベース」（<http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/>）において、えるぼし認定企業を検索することができます。

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定及び届出は、従業員数が301人以上の企業については義務、300人以下の企業については努力義務となっています。



認定マーク：えるぼし（二つ星）



【問い合わせ先】

佐賀労働局雇用環境・均等室 0952(32)7218